

## 島本町教育委員会 会議録（平成30年第12回 定例会）

日 時	平成30年11月29日（木） 午前9時30分～午前11時00分	
場 所	島本町役場 地階 第五会議室	
出 席 者	持田教育長、藤田委員、西山委員、森田委員 岡本部長、安藤次長兼教育総務課長、川畑次長兼子育て支援課長 （教育総務課）島本主査 （教育推進課）川口課長、佐々木参事 （子育て支援課） （生涯学習課）南田課長、浦上参事	
委 員 及 び 事 務 局 職 員		
欠 席 者	高岡委員	
委 員		
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第38号議案	島本町立幼稚園設置条例施行規則の一部改正について
	第39号議案	島本町教育委員会公印規程の一部改正について
	第40号議案	平成30年度教育費補正予算（案）について
	第9号報告	しまもと教育週間の実施報告について
	第10号報告	島本町子ども・子育て会議委員の委嘱の臨時代理について
	第41号議案	平成30年度教育委員会表彰に係る審査について
	第42号議案	事務局職員人事について
議 決 事 項	第38号議案、第39号議案、第40号議案、第41号議案、第42号議案	
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり	
そ の 他	傍聴者2名	

教育長

本日、高岡委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。

定足数を満たしておりますので、平成30年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、藤田委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は、藤田委員に決定いたしました。

よろしく願いいたします。

それでは、第38号議案「島本町立幼稚園設置条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼子育て支援課長

それでは第38号議案「島本町立幼稚園設置条例施行規則の一部改正について」ご説明させていただきます。改正理由としましては、町立第二幼稚園を廃止することに伴い、及び長時間の預かり保育等の運用の見直しを図るため、所要の改正を行うものです。今年度末における町立第二幼稚園の廃園につきましては、先の教育委員会において条例改正についてお諮りし、9月の議会においてご可決いただいたところでございます。今回は施行規則の改正となり、大きくは第二幼稚園に係る施設の部分を削除することと、それに併せて、預かり保育に係ることについて見直しを図っています。預かり保育には、預かり保育と長時間の預かり保育があり、預かり保育は、日ごとに保育料を払っていただくもので、朝の8時から夕方6時までお預かりさせていただき、長時間の預かり保育は、いわゆる就労支援型に位置付けておりまして、基本的には、保育料を月額で支払っていただき、同時間のお預かりをさせていただく制度となります。土曜日の預かり保育については、平成24年に就労支援型を運用以来利用がなく、今年度中に初めて2人の利用があったため試行的に行っていましたが、人員配置のこともありますことから、土曜の利用について事前に利用申請いただくことについて新たに規定しております。

新旧対照表13ページの改正案の第7条第2項については、ご利用される前月の20日までに申請いただくよう変更しています。また、

14ページの改正案の第11条の表中第1号については、午後2時から午後6時までとしていたところを、開始時間が明確に午後2時と決まっていなかったため、開始時間の書きぶりを変更しています。15ページの表については、第二幼稚園が廃園となることから削除しました。また、改正案の第13条については、現行では前日までに申込みいただくこととしておりましたが、保育希望日の属する週の前週の木曜までに申込みいただくよう変更しています。16ページの改正案第17条第2項については、保護者が保育料を正当な理由なく、かつ、引き続き2か月以上納付しないときに園児を退園させるという措置を初めて言及させていただくものです。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

私も前年度、第一幼稚園の預かり保育を利用させていただいておりましたが、料金体系の変更はないものということによろしいでしょうか。

次長兼子育て支援課長

預かり保育の日ごとの利用の料金体系について、変更はないものでございます。就労支援型の長時間の預かり保育について、第二幼稚園の廃止による第一幼稚園の定員数や預かり保育の利用者数の増加を見込み、人員の配置についてあらかじめ目安を立てるという観点から、早めにお申込みいただくための様式を設定させていただいたものでございます。

教育長

他にございませんか。

委員

土曜日の長時間の預かり保育について確認ですけれども、土曜日にお申込みがない場合は、休園になるのでしょうか。休園となった場合の職員の方は休日という扱いになるのでしょうか。それとも、保育の申込みがあった場合は、別に手当が発生することになるのでしょうか。あともう一点ですが、改正案の第12条について、言い換えているところがわかりにくかったので、具体的に教えてください。

次長兼子育て支援課長

土曜日の預かり保育の実施については、まず、毎年度11月から12月の時期に長時間の預かり保育のお申込みをいただいております。そのお申込みの有無で当該年度における土曜日の開園の有無が決まります。その後、利用のお申込みがあり、実施することとなった場合は、

実際利用される土曜日の前月の20日までに利用のお申込みをいただくということでございます。それから、職員の配置については、利用のお申込みがない土曜日については閉園し、利用がある場合については、園長又は教頭の管理職が1名と非常勤職員が勤務できる体制をとっております。また、手当につきましては、管理職については月給の中で含まれておりますが、もう1人の非常勤職員につきましては、出勤日に応じまして時給で手当を支給しています。それから、新旧対照表の第12条の預かり保育の読替えなのですが、前条の第10条と第11条の規定を準用するというので、改正案の第10条は長時間の預かり保育の実施日について、祝日や年末年始、年度内でお申し込みがなかった場合は実施しないということなので、長時間の預かり保育がない日については、日ごとの預かり保育についてもまずないということが第10条で読替えができます。第11条は、長時間の預かり保育の実施時間について、長時間の預かり保育と預かり保育については全て同一であり、利用者が就労支援型でお申込みか日ごとでお申込みかの違いによるもので、結果的には、内容としては、預かり保育と読み替えることができるという規定を第12条でしているということになります。

委員 第12条に規定してあるところの意味というのは文言の変更でなく内容が同じになるということですか。

次長兼子育て支援課長 預かり保育の実施日と実施の時間帯につきましては長時間の預かり保育も預かり保育も同一ですので、預かり保育とここを置き換えていただいて読み替えていただくという規定でございます。ですから、同じと理解していただいたらいいと思います。

委員 土曜日の預かり保育について、前月の20日までに申込書を提出するというのですが、土曜日働きたいが預かり保育がないから働けないと保護者の方から聞いたことがあります。前月の20日までとなるとパートのシフトが出るのがぎりぎりになり、預かり保育の利用が変更になることがあると思うのですが、キャンセルになった場合は、いつまでに言えばいいか等の規定はあるのでしょうか。

次長兼子育て支援課長 土曜日の預かり保育につきましては、前月の20日までにお申し込みいただきますが、この利用につきましては、土曜日も含めずと月

額使用料で1万円をお支払いいただいております。キャンセルについては細かな日割り計算はしておりません。原則的には1万円いただくということになっております。

委員 保育の人数によっては該当日の先生方の配置にも影響があると思いますが、預かり保育の申込みのキャンセルについてはいつまでに申し出ればいかといった期日があれば、教えていただきたいと思っております。

次長兼子育て支援課長 お仕事のシフトローテーションの組み方は流動的であると思っておりますので、利用のキャンセルが発生することは多々あるだろうと考えておりますが、明確なキャンセルの期日は、現在ございません。お申込みのキャンセルに関する規定の明文化については今後の検討課題になってくるかと思っておりますが、保育の人数によって配置職員数を増減していくというような考えは、今のところ考えておりません。

委員 現行では、土曜日の預かり保育につきましては管理職が対応しているということでしたが、土曜日の預かり保育が今後増えていく可能性もございます。それに伴いまして、管理職だけでは対応しきれないこともあるかと思っておりますので、職員の配置というのは、もう少し具体的にこれから示していただけたらいいかなと思っております。今後の見通しをわかる範囲で教えていただけたらと思っております。

次長兼子育て支援課長 土曜日の利用については、今年度は2名の登録でありましたが、今後相当数増える可能性もあり、その場合は、管理職と非常勤職員だけでは対応できない可能性もございますので、12月の幼稚園の受付状況も考え、併せて来年度の職員体制について検討してまいりたいと思っております。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)



61千円減額し、賃金を3,580千円増額するものです。次に小学校の学校管理費として16,055千円増額するものです。内訳としましては、新年度の児童数の増加に伴う備品購入費として445千円の増額、第三小学校の設備設計の業務委託料として15,202千円の増額、新年度の児童数の増加に伴う給食用消耗品費として221千円の増額、給食用備品購入費として187千円の増額するものです。中学校の教育振興費の500千円増額は、平成31年度から中学校において道徳が科目となりますことから先生が使用する教科用図書の指導書を購入するものです。幼稚園費461千円の増額は、産休代替教諭を任用するため賃金を増額するものです。以上15,335千円の増額となっております。

3ページをご覧ください。児童福祉施設費7,743千円の増額は、第二保育所便所の増設等改修のための工事費でございます。

4ページは、島本町立小中学校健康診断業務外5件の債務負担行為の設定でございます。各業務につきまして、平成31年度当初から事業が執行できるよう平成30年度内に入札を行う必要があることから設定するものです。

5ページは、第三小学校整備設計等業務外2件の繰越明許費でございます。いずれも本年度中に事業が完了しないため繰越するものでございます。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議いただきご可決賜りますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第9号報告「しまもと教育週間の実施報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課長

それでは、第9号報告「しまもと教育週間の実施報告について」報告させていただきます。

今年度も「しまもと教育週間」に合わせまして、10月26日～11月2日にかけて、幼稚園の公開保育及び小中学校の公開授業を行いました。参観人数につきましては、幼稚園は昨年度より190名減の延べ303名、小学校は445名増の延べ3322名、中学校は増減なしの308名でした。

小学校及び中学校の参観者の増減につきましては、小学校においてはすべての学校で平日の金曜日の参観者の増加と大きくは第四小学校の児童数増加に伴う保護者の参加者数の増加が要因であると思われま

す。幼稚園につきましては、閉園に係る幼児の減少などにより、保護者の参観者が減少したと思われま

す。また、寄せられた意見等につきましては、小中学校では「通常の参観とは異なり、短時間の決められた日時ではなく、自由に出入りできるため参加しやすい」「全日公開参観はとても良い」「学習の場面だけでなく、普段の様子、休み時間や給食の時間の様子を見ることができ良かった」等、複数日、参観日を設定していることや授業以外の時間も参観できることに肯定的な意見が多く見られました。幼稚園では、「英語のレッスンやお弁当の時間、普段の子どもたちに近い様子を時間に関係なく見られた」「来年度入園希望なので、一日の様子を見ることができ、不安が少し解消された」など、各園の取組に対して、肯定的な回答が多く見られました。概ね肯定的な感想・意見が多くあり、それぞれの学校園の取組に対して、一定の評価をいただいていると思えますが、参観には特別の授業ではなく普段の授業を望む声や教員の授業での言葉遣いについて、否定的な意見も見られました。これらにつきましては各学校に、次年度以降の取組の参考とされるよう、校長会にて報告をしたところです。以上簡単ですが、幼小中に係る公開保育・参観の報告を終わらせていただきます。

生涯学習課課長

続きまして、生涯学習課所管分の各事業について、ご報告させていただきます。

まず、島本町文化祭でございます。11月3日と4日に本事業を開催し、延べ13,300人のご参加をいただきました。平成29年度の延べ12,970人と比較して、330人の増となっております。

次に、町立図書館事業でございます。10月27日に「秋の図書館まつり」として3つの事業を開催し、それぞれ、「あきのおはなしかいスペシャル」に72人、「図書館講座」に25人、「オータムライブラリーコンサート」に44人のご参加をいただきました。各事業の合計は141人となっており、平成29年度の合計124人と比較して、17人の増となっております。

なお、歴史文化資料館事業の秋の企画展につきましては、現在開催期間中であるため、資料はございませんが、10月11日から11月25日までの来館者数速報値といたしまして、延べ1,542人のご来館をいただいております。

以上、大変簡単ではございますがご報告を終わらせていただきます。

教育長  
委員

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

教育週間について私も小学校と中学校を見させていただいて、それぞれの学校で工夫されているところがあり面白いなと思いました。なかでも、今年地震の後につけられたということでしたが、第一小学校の階段のところに「地震がきたらこういうことをしましょう」という掲示がされていまして、とても大事なことだなと思いました。特に今、第三小学校で耐震ができてないところがあるということなので、もし可能であれば第三小学校の児童の見えるところに貼っていただくのもすごく良いのではないかなと思い、ご提案させていただきました。

教育推進課課長

地震にともなう掲示につきましては好事例として提供させていただきたいと思います。

教育長  
委員

他にございませんか。

第一中学校の公開授業では、人権協会の方がドコモの方と一緒にスマートフォンとインターネットの危険な犯罪について講演をされており、保護者の方にも改めて説明できる機会となり、公開授業の時にそのようなイベントを盛り込まれるのは良いと思います。第二小学校で

は体育館で発表を実施されていたのが大変良いと思います。続けてやっていただけたらと思います。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

それでは、第10号報告「島本町子ども・子育て会議委員の委嘱の臨時代理について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼子育て支援課長 それでは第10号報告「島本町子ども・子育て会議委員の委嘱の臨時代理について」ご報告させていただきます。時間的な猶予がなく先に実施させていただきましたことから報告させていただくものです。この会議につきまして、幼児教育保育に関わり町内における認可定員に関わる意見や、子育て支援施策に関わる意見を聴取するという目的で設置させていただいております。

10人の委員としては、学識経験者や、公募委員による保護者のほか、ワークライフバランスの観点から事業主を代表するものとして商工会、労働者を代表するものとして組合、事業に従事するものとして高浜学園、山崎幼稚園、社会福祉協議会から選出いただいております。そのうち、商工会について、これまでは事務局長を選出いただいておりますが、事務局長の退職にあたり後任の選出依頼を行ったところ同会会長の小山登氏を推薦いただきましたので、10月22日付けで委嘱を行ったものです。任期につきましては、残任期間となりますので平成31年3月31日までとなります。小山氏の経歴としましては、公認会計士をされており、企業などで会計決算処理などを行っておられます。また、子育て支援施策へのかかわりに関しましては、5人の有識者からなる社会福祉施設整備審査委員会においても企業の経営状況や財務状況を勘案するために特化した専門職ということで委員として携わっていただいております。今回もさまざま意見をいただくことを期待しております。子ども・子育て会議については、9月の条例改正に伴い認可事務についても意見を言う場と改めて位置付けられていますことから、法人の経営状況について認可の前に意見を聞くことができるかと期待しているものです。

教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

委員 前任の方はどういう方だったのでしょうか。  
次長兼子育て支援課長 長く商工会の事務局長をされていた方です  
教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。  
お諮りします。

第41号議案につきましては、特定の個人の氏名を取り扱うことから、また、第42号議案につきましては、人事案件であることから、教育委員会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることにしてよろしいでしょうか。

教育長 ご異議がないようでございますので、秘密会とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(資料配布)

教育長 第41号議案「平成30年度教育委員会表彰に係る審査について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長 [平成30年度教育委員会表彰に係る審査について説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。  
質問のある方は挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。  
それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第42号議案「事務局職員人事について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長 [事務局職員人事についてについて説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。  
質問のある方は挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(資料回収)

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第12回教育委員会定例会を閉会  
いたします。